

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開



対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均金額} - \text{派遣労働者賃金平均額}}{\text{派遣料金平均金額}}$$

派遣労働者数 (令和6年3月31日時点の雇用者数)	40名
派遣先数 (年間取引企業数)	20社
マージン率	33.5%
派遣料金平均金額 (1日8時間計算)	15,532円
派遣労働者賃金平均額 (1日8時間計算)	10,322円
雇用安定措置を講じた人数	0人
教育訓練に関する事項	派遣就業の前の研修や業務内容に応じてOA機器操作研修等を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。
労働者派遣法30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	有
労使協定の有効期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	当事業所

### マージン率に含まれる経費内訳

